

賃貸アパート・
マンション
退去時の

原状回復・修繕費トラブルに要注意

〈相談事例1〉

8年居住していた賃貸マンションを退去。大家から原状回復費用として266万円請求された。高額で納得できない。(60歳代 女性)

〈相談事例2〉

高齢の両親が住んでいた賃貸アパートを退去。大家から修繕費用として200万円の請求を受けている。今後どのように対処したらよいか。(40歳代 女性)

賃貸アパート・マンションを退去する際の、高額な原状回復・修繕費用請求に関する相談が寄せられています。

〈アドバイス〉



原則として、年月の経過による損耗や普通の使い方をしていても発生する汚れやキズなどの修繕費用については、入居者が費用を負担する必要はないと考えられます。



契約書に費用負担についての特約があり、貸主との間で特約の内容について明確に合意している場合には、その特約の内容に従うことになります。



精算の結果、納得できない費用を請求された場合には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されている基準を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。



困ったときは**消費生活センターへご相談**ください。

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 **☎861-0999**

重要なお知らせ

**令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐しません。**

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん